

## 快適な冬を過ごすために 除雪作業にご協力ください

冬道の安全を確保するため、除雪作業を行っています。みなさんのご協力をお願いします。



◎除雪作業や緊急車両の通行の妨げになるので、路上駐車や車の放置は、絶対にしないでください。

◎作業中の除雪車に近づくこと大変危険です。絶対に近づかないでください。

◎除雪作業の妨げや交通事故の原因になるので、車道に置いてある鉄板や木材、縁石などは取り除いてください。

◎除雪後の雪を再び道路に出すと、わだちや路面状況の悪化を招き、交通事故の原因になりますので、雪を道路に出さないでください。

▼問い合わせ 土木課

☎3260

## 年末年始の火災予防

12月15日(土)から1月10日(木)まで

年末年始特別警戒

年末年始は慌ただしく、火に対する注意が薄れるため、火災が多く発生する時季です。日ごろから一人ひとりが火気に対する正しい取り扱い

を身に付け、家庭から火災を出さないよう次のことに注意しましょう。

◎天ぷらなどを揚げるときや、食用油の凝固剤を使っているときなど、コンロのそばを離れるときは必ず火を消す。

◎灯油の給油は、石油ストーブが完全に消えてから行う。

◎ストーブの周りには、燃えやすいものを近づけない。

◎マッチやライターは、子どもの手の届かないところに置く。

◎電気器具のコンセントやプラグは定期的に清掃し、たこ足配線をしていない。

◎家の周りは常に整理整頓し、燃えやすいものを置かない。

◎寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。

◎外出するときや就寝時は戸締まりや火の元を確かめる。

▼問い合わせ 消防本部

☎9611

## 市民文芸誌「のぼりべつ」の原稿を募集します

▼募集内容 俳句7句、川柳7句、短歌7首、詩一人1編、創作(原稿用紙30枚程度)、随筆(原稿用紙5枚程度)

▼投稿締め切り 2月10日(日)

▼投稿先 登別市文化協会事務局 (〒059-0012 中央町5-1-21 青少年会館内)

▼問い合わせ 小林さん

☎2194

## 介護保険制度の一部が変わります

### 平成14年1月から利用限度額が1本化されます

現在、介護保険の『居宅サービス』は、1カ月ごとに利用限度額を設定している『訪問通所サービス区分(※1)』と、6カ月間に利用できる利用限度日数を設定している『短期入所サービス区分(※2)』の2つに区分されています。

介護保険制度が開始され、利用限度日数が設けられたため、制度開始前に比べて、短期入所サービスの利用が減ってしまうとの利用者の要望により、平成14年1月から、この区分を1本化し、『居宅サービス』として1カ月ごとに利用限度額を定めることになりました。

これにより、利用限度額以内であれば、訪問通所サービスと短期入所サービスが自由に選べるようになり、1カ月の利用限度額すべてを短期入所サービスに使うことが可能になります(ただし、短期入所サービスの連続した利用は30日以内)。

なお、訪問通所サービス区分の各

月の利用限度額の残り分を、短期入所サービスの日数に振り替えることができる特例措置も1月からあわせて廃止されます。

※1 訪問通所サービス…訪問介護(ホームヘルプ)や訪問リハビリテーション、訪問看護、訪問入浴介護など、サービス提供事業者が自宅を訪問して行うサービス。

※2 短期入所サービス…特別養護老人ホームや介護老人保健施設、病院などに、短期入所(ショートステイ)できるサービス。

区分	利用限度額
要支援	61,500円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

=例=

利用限度額を、短期入所サービスのみを利用した場合の、1カ月の利用可能日数

区分	利用可能日数
要支援	6.4日
要介護1	16.8日
要介護2	18.8日
要介護3	24.1日
要介護4	27.1日
要介護5	30日

※ただし、利用施設によりサービス単価が異なるため、平均的なサービス単価をもとに算出

## 問い合わせ 介護保険室

☎5720  
FAX 3293

Eメール kaigo@city.noboribetsu.hokkaido.jp